様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

１　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（ＯＣＩＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

２　記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。

３　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

４　「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。

５　「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。

６　派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。

７　「経験期間」の欄は、当該職種について１年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、１年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。

８　「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第１の１の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第２条第５号に規定する旅券、入管法第19条の３に規定する在留カード又は入管法第20条第４項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第１項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

９　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。